

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメント	考え方
<b>全体について</b>	
<p>証券会社において、本監督指針と異なる体制・対応等があったとしても、直ちに法令違反として行政処分の対象となるものではないとの理解でよい。</p>	<p>I-2-1において記載したとおり、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、証券会社の財務の健全性及び業務の適切性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではありません。</p>
<b>II-1 経営管理</b>	
<p>II-1-1 委員会等設置会社における取締役、取締役会、各委員会、執行役等の、本監督指針における関係について明らかにしていただきたい。 また、II-1-1柱書(注)においては、実態に即して検証を行うこととする旨の記載があるが、これは、「II-1 経営管理」についてのみの記載であるのか、あるいは本監督指針全体について適用されることであるのかについても明らかにしていただきたい。</p>	<p>委員会等設置会社における取締役、取締役会、各委員会、執行役等については、その名称に関わらず、与えられた権限を適切に行使しているかどうかといった観点から、本監督指針の趣旨を踏まえ、それぞれの委員会等設置会社における実態に即して検証を行うこととしています。 また、経営管理以外の項目についても、委員会等設置会社の実態に即して、それぞれの項目における検証を行う必要があるものと考えます。</p>
<p>II-1-1(2) 証券会社によっては、本項で示された6つの取締役会の機能を、それぞれの関係者を含めて十分な議論を尽くせるように、取締役会から委嘱された経営会議、リスクマネジメント会議及び法務監査会議で分担、メンバーも取締役・監査役全員とし、議事録も整備している。これらの会議を取締役会と同様の会議体と理解してよいと考えているが、問題はないか。</p>	<p>当該証券会社の社内規程等において、これらの会議体が取締役会と同様の位置付けとなる旨が規定されており、実態としても機能している限りは問題ないものと考えます。</p>
<p>II-1-2 経営管理の検証、特に「総合的なヒアリング(トップヒアリング)」の実施にあたっては、 (1) 証券会社の経営の自由度を損なわないような運用としていただきたい。 (2) 行政が経営判断への関与及び一定の経営判断を求めることがないような運用としていただきたい。</p>	<p>I-1-2(3)に記載したとおり、証券会社の監督に当たっての基本的考え方として、証券会社の自主的な努力を尊重するよう配慮することとしており、経営管理の検証、特に「総合的なヒアリング(トップヒアリング)」の実施に当たっても、ご意見にあるような運用に陥らないよう留意してまいりたい。</p>
<b>II-2 財務の健全性等</b>	
<p>II-2-5 (1) 金融コングロマリットを構成する証券会社については、「金融コングロマリット監督</p>	<p>金融コングロマリットを形成するグループにおいても、金融監督の基本は、グループ内</p>

<p>指針」及び本監督指針の2つの監督指針により、監督が行われるという理解でよいか。</p> <p>(2) 両方の監督指針により監督が行われる場合、</p> <p>① 金融庁監督局総務課コングロマリット室及び同局証券課の双方が担当されることになるのか。</p> <p>② 上記の場合、両部局間の十分な連携により効率的・効果的な監督・指導が行われることをお願いするとともに、当該証券会社に求められる報告・届出は、真に必要なものに限定され、重複等がないよう証券会社の事務負担にも御配慮願いたい。</p>	<p>の個別の金融機関の健全性等の確保であります。当該証券会社が金融コングロマリットを構成する会社である場合には、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について、十分な実態把握を行い、適切な監督を行う観点から、本監督指針と併せて金融コングロマリット監督指針に従って監督を行うこととなります。</p> <p>その場合には、コングロマリット室及び証券課の双方が連携を図りながら、監督を行うこととなりますし、また、報告・届出等の取扱いについては、I-1-2(4)に記載したとおり、「報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意する」こととしております。</p>
<p>II-2-5</p> <p>国際的に活動する証券会社グループとは、どのような証券会社グループを対象としているのか。例えば、本規定が、日本を本拠とする国際的に活動する証券会社グループを対象としているとするならば、その趣旨、監督指針において明確化していただきたい。</p>	<p>国際的に活動する証券会社グループとは、I-1-2(4)において定義しているとおり、証券会社の親会社である証券持株会社又は事実上の持株会社(いずれも国内の会社に限る。)及びその子会社等から構成され、かつ日本以外の複数の国において証券業に係る海外拠点を有しているグループをいいます。なお、ご意見を踏まえ、定義の明確化を図りました。</p>
<p>II-2-5</p> <p>金融コングロマリット監督指針II-2-1(2)①により、海外監督当局において、連結ベースでの自己資本規制も含まれている場合には、合算自己資本の適切性が確保されており所要自己資本の計算は不要であると解釈し、当該除かれる証券会社及び証券会社グループには要求されない又は該当しないと理解してよいか。</p>	<p>金融コングロマリット監督指針によれば、海外監督当局より連結ベースの自己資本規制が求められている場合であっても、当局において必要と判断した場合には、II-2-5(2)の報告を求めるなどにより財務の健全性を把握し、適切な自己資本が確保されていることを確認することとなります。</p>
<p>II-2-5(2)</p> <p>国際的に活動する証券会社グループについては、金融コングロマリットを構成する証券会社グループにも該当する可能性が高いと思われる、御庁監督局証券課及び同局コングロマリット室の双方が監督を行うものと理解しているが、このような証券会社グループに属する証券会社に対しては、特に効率的・効果的に監督・指導を行っていただくことをお願いするとともに、当該証券会社に求められる報告・届出は、証券会社の事務負担に御配慮いただき、真に必</p>	<p>I-1-2(4)に記載したとおり、証券会社の監督に当たっては、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとしており、また、報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配意することとしております。</p> <p>また、「証券会社グループの主要なグループ内取引」については、グループ内におけるリスクの伝播、偏在及び集中に係る監督上の観点から、その範囲を限定せず、証券会社が取引当事</p>

<p>要なものに限定していただきたい。</p> <p>係る観点からは、特にⅡ－２－５（２）⑤において、証券会社グループの「主要な」グループ内取引の状況について報告が求められているが、この「主要な」の範囲を「証券会社」と「グループ会社」との取引に限定していただくとともに、証券会社が業としてグループ会社と行った取引については、除外していただきたい。</p>	<p>者ではない取引や証券会社が業として行った取引も含めることとしています（金融コングロマリット監督指針Ⅱ－２－２－１参照）。</p>
<p>Ⅱ－２－５</p> <p>(1) 経営管理持株会社傘下に証券グループが構成される場合、従来どおり内閣府令に基づき毎月算定・報告していた当該証券会社単体の自己資本規制比率に加え、同内閣府令に基づいた証券連結ベースでの自己資本規制比率を半期毎に報告せよとの意か。またその場合、証券子会社が各国に存在する場合、所要自己資本額計算は各国で認められた手法の単純合算か、本邦内閣府令に基づいた手法の連結算出か等の詳細を明らかにしていただきたい。</p> <p>(2) 従来報告の無かった、証券会社グループの主要なグループ内取引の状況であるが、ここで意図される報告は、個別取引明細か、また月末時点残高かをご教示願いたい。特に、トレーディング取引・レポ取引は膨大な量にのぼるため、個別取引明細の報告は事務負担が高く場合によってはシステム投資も必要。また、毎月報告との頻度は多すぎる感があり、緩和をお願いしたい。</p> <p>(3) 証券グループ傘下に、各国証券現地法人がある場合、所在地国の所要自己資本規制は一律ではない。そのような各国子会社を含め、グループ連結ベースを本邦基準に基づいて算出した場合、本邦基準に基づいて120%を基準とするのが必ずしも有効とはいえないのではないか。</p>	<p>(1) Ⅱ－２－５(2)③は、金融コングロマリット監督指針Ⅱ－２－１の規定に従い計算される自己資本、所要自己資本及び自己資本規制比率（当該自己資本を当該所要自己資本で除した数値）の報告を求めるものです。なお、ご意見にある証券子会社の所要自己資本の額については、原則、当該国における業法等（健全性に係るもの）により算定される所要自己資本の額を組み入れることとされています。</p> <p>(2) 主要なグループ内取引の状況については、毎月報告を受けることとなりますが、その報告内容は、グループ内取引のうち大口のものに限定し、取引当事者名及び取引額等の報告を受ける予定としております。</p> <p>(3) 各業法等に基づき算定された所要自己資本を合算する方式は、現在のところ、国際的にも広く認知された方法であり、国際的に活動する証券会社グループの財務の健全性に係る指標の算出方法として適切なものであると考えます。</p>
<p><b>Ⅱ－３ 業務の適切性</b></p>	
<p>Ⅱ－３－２（１）①</p> <p>証券事故等が発生し、第一報があった場合の確認事項に、「取締役会等への報告」があるが、「取締役会等」とは、内部管理統括責任者やコンプライアンス統括部署等を含み、証券事故等のレベルに応じて適切な報告を行えばよいこ</p>	<p>各証券会社におけるコンプライアンス規程等において定められたところに従い適切な報告が行われれば問題ないものと考えます。</p>

<p>とを確認させていただきたい。</p> <p>Ⅱ－３－４（１）① 「取締役会は、適切な方策を講じなければならない」とあるが、取締役会は、「適切な方策」を指示している、あるいは「適切な方策」が構築されていることを確認するという理解でよいか。</p>	<p>適切な方策には、ご意見にあるような対応が含まれるものと考えます。</p>
<p>Ⅱ－３－８（１） (1) ①のハの「事務部門」は、いわゆるバックオフィス部門（事務管理部門）という理解でよいか。</p> <p>(2) 事務リスク管理について、事務部門は、ニでは、営業部店における事務管理態勢のチェックを行う一方、ハでは、例示として営業部門からの独立するなど、営業部門に対する牽制機能を発揮することが求められているが、ここでいう事務リスクは、営業における事務リスクに限定してよいのか。その場合、事務部門は、営業部店における管理部門であってよいか。</p>	<p>(1) 事務部門とは、事務リスク管理のため、各部門における各種事務取扱いに係る規程等の制定・改廃を行い、その遵守につき周知徹底を図る部門をいいます。なお、ご意見を踏まえ、「事務部門」を「事務リスクの管理部門」に修正しました。</p> <p>(2) 事務リスクとは、役職員（外務員を含む。）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより証券会社が損失を被るリスクであり、営業におけるものに限定されません。営業部店においても、営業における事務リスクを含むすべての事務リスクが適正に管理される必要があるものと考えます。また、営業部店の管理部門において担当することも可能ですが、十分な牽制機能が発揮できる体制を整備する必要があります。</p>
<p><b>V 登録金融機関関係</b></p>	
<p>V－１（１） 「ディーリング業務と当該業務に係る有価証券等・・・」とあるが、「有価証券等」の「等」の中で有価証券以外に想定されているものがあれば、ご教示いただきたい。</p>	<p>当該部分の有価証券等とは、国債証券等、短期有価証券及び資産金融型有価証券のことを指します。国債証券等とは、法第 107 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する国債証券等を指しており、国債証券や外国国債証券などに係る有価証券指数を含みます。</p> <p>なお、当該部分については、ご意見等を踏まえ、対象となる有価証券等を記載するなどの修正を行いました。</p>
<p>V－２ 「登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅲの各規定に準ずる」とされているが、「Ⅲ」の規定をどのように準用するのかが分かりにくいことから、より明確にお示しいただきたい。</p> <p>仮に、本指針では登録金融機関には「Ⅲ」の規定すべてが準用されるとの趣旨である場合には、従来の事務ガイドラインでは登録金融機</p>	<p>登録金融機関関係における証券会社に係る規定の準用については、ご意見等を踏まえ、準用する規定を特定するなどの変更を行うこととしました。</p>

<p>関には対象とされていなかった事項が含まれることから、登録金融機関の監督上、真に必要な部分に限定するよう見直しをお願いしたい。</p>	
<p><b>Ⅶ 証券仲介業者関係</b></p>	
<p>Ⅶ－２  本項目でⅢ－２－３を準用する規定が置かれているが、所属証券会社等を通じた適正な外務員登録管理の観点から、証券仲介業者については人事異動に伴い一時的に外務員としての業務を行わなくなった場合も、登録事項の変更等の届出が行われるべきと考える。</p>	<p>当該事項については、従前より登録事項の変更等の届出の対象として整理しているところであり、その趣旨が明確となるよう変更を行いました。</p>